

**note**

証券コード 5243

2023年2月7日

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目1番2号

note株式会社

代表取締役 CEO 加藤貞顕

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第11期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控え下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら参考書類をご検討下さいまして、委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、ご郵送下さいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては、当社定款第15条第1項に定める電子提供措置として、当社ウェブサイトにて「第11期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

<https://ir.note.jp/>

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月28日（火曜日）午後2時00分
  2. 場 所 東京都渋谷区神宮前3-1-30 Daiwa青山ビル2階 note place
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項
      1. 第11期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告及び計算書類の報告の件
    - 決議事項
      - 第1号議案 定款一部変更の件
      - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
      - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
      - 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件
      - 第5号議案 第1回新株予約権の行使の条件の変更の件
- 第1号議案から第4号議案までの概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（35頁から37頁まで）に記載のとおりです。

以 上

- \* 当日ご出席の場合は、委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- \* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

自 2021年12月 1日

至 2022年11月30日

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症が経済活動に与える影響は正常化に向かっている一方で、米国を中心としてインフレが急速に進行した結果、資本市場は依然不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社は、note事業（クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォーム「note」の運営）、note pro事業（法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営）、法人向けサービス事業（「note」上での企業協賛型コンテストの実施など）を主要な事業として展開してまいりました。

「note」は継続的な機能改善によって順調にユーザー数が増加しており、2022年11月末時点で会員登録者数は580万人を突破しております。また、2022年11月単月の流通金額は1,000百万円（前年同月比138.1%）となり、課金チャネルの拡充や機能改善を通じたユーザーの購入体験の向上によって引き続き高水準で推移しています。「note pro」については、「note」のサービス成長に伴う企業からの認知度向上により順調に契約数を伸ばしており、2022年11月末時点で有料アカウント数は630を超えています。法人向けサービス事業については、「note」のユーザー数増加などにより、「noteコンテスト」案件が堅調に推移しております。

その結果、当事業年度の売上高は2,317,088千円（前事業年度比123.0%）となりました。内訳は、note売上高1,829,467千円（前事業年度比128.0%）、note pro売上高312,995千円（前事業年度比146.7%）、法人向けサービス売上高105,317千円（前事業年度比105.5%）、その他売上高69,308千円（前事業年度比49.1%）です。一方、自社サービスを拡大するため人材採用やプロダクトの開発コストが先行した結果、営業損失は732,056千円（前事業年度は456,540千円の営業損失）、経常損失は742,479千円（前事業年度は433,474千円の経常損失）、当期純損失は756,488千円（前事業年度は436,174千円の当期純損失）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は23,394千円であり、その主な内容は、業務用パソコン等の工具、器具及び備品の取得です。

### (3) 資金調達の状況

当社は、2022年4月21日付で、Image Frame Investment (HK) Limited より2,000,140千円の第三者割当増資の払込みを受けました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の対処すべき課題について、以下の通りと考えています。

##### ①note事業の更なる拡大

「note」については、累計ユニーククリエイター数、累計会員登録者数、公開コンテンツ数といったメディアプラットフォームとしての各種指標を継続的に伸ばすほか、多くのユーザーを抱える影響力の大きなプラットフォームとしての健全性を重要な課題として認識しております。またクリエイターの継続的な創作活動を後押しするため、「note」上で継続的に購読されるコンテンツの割合を増加させるために、クリエイターと読者のコミュニケーションの充実と、クリエイターの創作意欲を喚起することが必要と考えており、エディターの機能刷新やコンテスト<sup>(注)</sup>を実施しております。その結果、ユーザー数及び流通総額は着実に積み上げられています。

また、「note pro」については、セールス&マーケティングの強化や機能拡充により、有料契約数を飛躍的に増加させることが重要と考えております。具体的には、「note pro勉強会」などのマーケティング目的のイベントや「note pro」のサクセス事例を増やすこと等を通じ、「note」を利用する法人を中心とする幅広い企業に対し認知拡大を図るほか、決済機能、業務発注・受注機能、CRM機能、人材採用機能といった新たな機能の導入や各種サービス連携の強化を行うことにより顧客ターゲットを拡大し、有料契約数を増加させることが重要と考えております。

(注) 当社がクリエイターに提供するお題（投稿テーマ）に企業が協賛するもの。

##### ②優秀な人材の確保と育成、それに合わせた組織体制の構築

コンテンツ配信業界においてインターネットに関する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新商品及びサービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズ及び新商品並びにサービスを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整え、常に市場をリードしていくことが当社の成長に繋がります。これを実現するために、国内のニーズを的確に察知できる人材の確保が可能な体制を構築してまいります。

当社の経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた人材の中途採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大及びサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社が必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組むと同時に、拡大する人員に合わせ、効率的な組織体制の構築に取り組んでまいります。

##### ③内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社が効率的に拡大でき

る体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまで体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

#### ④情報管理体制の強化

当社は、事業推進上、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社の信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。

そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

#### ⑤業務の効率化による生産性向上

需要拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がり当社の利益圧迫要因となります。当社では全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

#### ⑥業務基幹システムの維持・強化

当社の業務は、ユーザーを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報把握をできることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上重要な課題です。昨今の事業拡大、事業の継続的發展に伴い当該システムに対する負荷は、比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針です。

### (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期 (当期)
決 算 年 月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月
売上高 (千円)	791,121	1,523,174	1,884,149	2,317,088
経常損失 (△) (千円)	△298,886	△270,388	△433,474	△742,479
当期純損失 (△) (千円)	△301,177	△352,308	△436,174	△756,488
純資産額 (千円)	1,162,263	1,010,283	574,109	1,817,761
1株当たり純資産額 (円)	△83.87	△109.08	42.07	124.35
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△23.17	△26.00	△31.96	△53.11

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数より、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 8期及び9期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 当社は、2021年7月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第8期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (6) 主要な事業内容

事業	事業内容
メディアプラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルコンテンツプラットフォーム「note」の運営</li> <li>法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営</li> <li>「note」上での企業協賛型コンテストの実施</li> </ul>

#### (7) 主要な営業所 (2022年11月30日現在)

本 社	東京都港区北青山三丁目1番2号 青山セント・シオンビル4階
-----	-------------------------------

#### (8) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183名	32名増	35.5歳	2.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む)は、含んでおりません。

#### (9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	160,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,591,600株
- (2) 発行済株式数 14,617,900株
- (3) 株主数 29名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
加藤貞顕	5,690,000	38.92%
フェムトグロースキャピタル投資事業有限責任組合	1,820,000	12.45%
株式会社日本経済新聞社	991,000	6.78%
Image Frame Investment (HK) Limited	970,000	6.64%
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	950,000	6.50%
CA Startups Internet Fund 1号投資事業有限責任組合	710,000	4.86%
UUUM株式会社	410,000	2.80%
株式会社テレビ東京ホールディングス	410,000	2.80%
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合	330,400	2.26%
有限責任事業組合フェムト・スタートアップ	320,000	2.19%

### (5) その他株式に関する重要な事項

2022年8月22日開催の取締役会決議及び2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合されたことを受け、同日付けで発行済株式総数は14,617,900株となっております。また、2022年9月6日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年11月30日時点）

（1）当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	第1回 新株予約権 (2013年9月30日)	第5回 新株予約権 (2017年10月6日)	第7回 新株予約権 (2018年12月21日)	第10回 新株予約権 (2021年4月9日)
新株予約権の数	100個	1,000個	1,000個	1,000個
保有者数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名	1名	1名	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償	無償	無償
新株予約権1個あたりの行使価額	110円	180円	304円	558円
新株予約権の行使期間	2015年10月7日 ～ 2023年10月6日	2019年10月7日 ～ 2027年10月6日	2020年12月22日 ～ 2028年12月21日	2023年4月11日 ～ 2031年4月9日
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ①当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員もしくは社外協力者の地位にあることを要する。
- ③本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。



(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

名称 (付与決議日)	第13回新株予約権 (2022年4月15日)
新株予約権の数	2,010個
区分及び交付者数	当社の使用人 68名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 201,000株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償
新株予約権1個あたりの行使価額	558円
新株予約権の行使期間	2024年4月16日～2032年4月15日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ①当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員もしくは社外協力者の地位にあることを要する。
  - ③本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
  - ⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
2. 2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。このため「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権1個あたりの行使価額」が調整されております。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役に関する事項

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	加藤 貞顕	—
取締役CFO コーポレートグループ長	鹿島 幸裕	—
取締役CTO 基盤開発グループ長	今 雄一	—
取締役（常勤監査等委員）	田邊 美智子	—
取締役（監査等委員）	渡辺 洋之	株式会社日本経済新聞社取締役 イベントレジスト株式会社取締役 株式会社日経金融工学研究所取締役
取締役（監査等委員）	水野 祐	シティライツ法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田邊美智子氏、渡辺洋之氏、水野祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）田邊美智子氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）水野祐氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田邊美智子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

##### (3) 取締役の報酬等の額

###### ①役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は、次の通りです。

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬とし、固定報酬については毎月現金で支払うものとする。なお、非金銭報酬は株主総会の決議の範囲内で、総会后1年以内に取締役会の決議により新株予約権を割当するものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。
2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬額は、取締役会から

代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に一任し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位や、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担う役割・責務、また当社の事業規模等に応じて決定する。

3. 固定報酬と非金銭報酬の報酬構成割合については、その客観性、妥当性を担保するために、類似業種かつ同規模の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で、設定する。

## ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に、職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案し、上記方針に則り、各取締役の報酬額の策定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役 CEOが、当社全体の業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務について適正に評価できると判断したためです。取締役の個人別の報酬額については、個々の取締役の報酬等の額の決定を代表取締役 CEOに一任するにあたって、取締役 CFOが個々の取締役の業務執行状況、会社業績及び従業員の報酬及び賞与の増減状況を勘案して個々の取締役の報酬案を作成し、取締役報酬案に関してOrganization Successグループ長の意見を聴取した上で代表取締役 CEOが、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## ③当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	26,400 (-)	26,400 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	- (-)	- (-)	2 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第9期定時株主総会において、年額10,000万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年2月29日開催の第8期定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 当事業年度末時点の取締役（監査等委員）は3名です。上記の員数が相違しているのは、無報酬の取締役（監査等委員）が1名存在しているためです。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員)	田邊 美智子	当事業年度において開催された取締役会25回及び監査等委員会15回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	渡辺 洋之	当事業年度において開催された取締役会25回及び監査等委員会15回の全てに出席し、必要に応じて豊富な経験・知見に基づく発言を行い、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	水野 祐	当事業年度において開催された取締役会25回及び監査等委員会15回の全てに出席し、主に弁護士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

29,121千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社におきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2020年3月13日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸にした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めることとしており、主な内容については下記の通りです。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
  - ②取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
  - ③取締役会は、取締役会規程、職務権限規程その他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
  - ④監査等委員会は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。
  - ⑤法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備する。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないことを明文化し、適正に対応する。
  - ⑥コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
  - ⑦業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ①株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。
- (3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制
  - ①自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
  - ②リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リ

スク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備、見直しを行う。

- ③事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ②取締役会に付議される事項については、業務執行取締役、執行役員その他当社が必要と認めた者が参加する経営チームにおいて事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ③事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- ④業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

(5) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員への報告をするための体制  
イ. 監査等委員である取締役を除く取締役及び従業員は、当社に重大な法令違反、定款違反、コンプライアンス上の問題や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要な事項があるときは、速やかに監査等委員へ報告する。

(6) 上記5項の当社の監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保する体制

- ①上記5項の報告をした取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

(7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求められることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
- ②監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して監査

の実効性を確保するものとする。

- ③監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- ④監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

#### (8) 財務報告の基本方針

- ①財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- ②財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ③財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりたい方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定です。

### 9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

2022年11月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>3,195,693</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,325,318</b>
現金及び預金	2,188,649	買掛金	611
売掛金	136,142	未払金	86,996
仕掛品	845	未払費用	31,987
前払費用	51,099	未払法人税等	2,700
未収入金	818,555	契約負債	73,562
その他	401	預り金	1,091,882
		その他	37,577
<b>固定資産</b>	<b>107,386</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>19,375</b>	<b>固定負債</b>	<b>160,000</b>
建物	0	長期借入金	160,000
工具、器具及び備品	19,375		
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	負債合計	1,485,318
ソフトウェア	0	純資産の部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>88,011</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,817,761</b>
敷金及び保証金	88,011	資本金	100,000
		資本剰余金	2,562,103
		資本準備金	2,109,955
		その他資本剰余金	452,148
		<b>利益剰余金</b>	<b>△844,341</b>
		その他利益剰余金	△844,341
		繰越利益剰余金	△844,341
		純資産合計	1,817,761
資産合計	3,303,080	負債及び純資産合計	3,303,080

## 損益計算書

自 2021年12月 1日

至 2022年11月30日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,317,088
売上原価		216,445
売上総利益		2,100,643
販売費及び一般管理費		2,832,700
営業損失		732,056
営業外収益		
受取利息	12	
違約金収入	8,024	
その他	3,010	11,047
営業外費用		
支払利息	977	
為替差損	10,611	
上場関連費用	9,880	21,470
経常損失		742,479
特別損失		
減損損失	11,282	
固定資産除却損	25	11,308
税引前当期純損失		753,788
法人税、住民税及び事業税	2,700	
法人税等合計	2,700	2,700
当期純損失		756,488

## 株主資本等変動計算書

自 2021年12月 1日

至 2022年11月30日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	100,000	1,109,885	452,148	1,562,033
当期変動額				
新株の発行	1,000,070	1,000,070		1,000,070
資本金から剰余金 への振替	△1,000,070		1,000,070	1,000,070
欠損填補			△1,000,070	△1,000,070
当期純損失 (△)				
当期変動額合計	-	1,000,070	-	1,000,070
当期末残高	100,000	2,109,955	452,148	2,562,103

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金			
当期首残高	△1,087,923	△1,087,923	574,109	574,109
当期変動額				
新株の発行			2,000,140	2,000,140
資本金から剰余金 への振替			-	-
欠損填補	1,000,070	1,000,070	-	-
当期純損失 (△)	△756,488	△756,488	△756,488	△756,488
当期変動額合計	243,581	243,581	1,243,651	1,243,651
当期末残高	△844,341	△844,341	1,817,761	1,817,761

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具、器具及び備品            4年

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

##### ①note事業

当社の履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を受受しております。

メンバーシップや定期講読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益

を認識しております。

## ②note pro事業

当社の履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信SaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

## ③法人向けサービス事業

法人向けサービス事業では、主にコンテストとイベント運営を行っております。コンテストの当社の履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短いため、契約における履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

イベントの当社の履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼をうけクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	19,375千円
無形固定資産	0千円
減損損失	11,282千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

当社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社を一体としてグルーピングを行っております。当社は、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じているものと判断しております。

減損損失の認識の判定にあたり、取締役会で承認された事業計画に基づき、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定し、帳簿価額と比較しております。

その結果、減損損失を認識すべきと判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより、減損損失を認識しております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を選択しており、正味売却価額を用いる場合は、主に同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって見積りを行っております。

##### ②主要な仮定

減損損失の認識の判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、サービス種類別の売上高予測を主要な仮定としております。売上高予測については、過去の実績も踏まえながら、noteの流通総額の成長率、note pro契約数の増加見込み等に基づき、見積りを行っております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の不確実な事業環境の変動等に影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

56,102千円

## 6. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

### (1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都港区	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 ソフトウェア 敷金及び保証金	11,282

### (2) 減損損失に至った経緯

収益性の低下した事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

### (3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
建物	6,512
工具、器具及び備品	1,365
ソフトウェア	267
敷金及び保証金	3,137
合計	11,282

### (4) 資産のグルーピング

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであることから、事業用資産については全社一体としてグルーピングを行っております。

### (5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は処分見込価額から処分費用見込額を控除した額を使用しております。



## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,617,900株

(変動事由の概要)

- ①2022年1月4日付で普通株式の一部をA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に変更しております。
- ②2022年4月21日付でF種優先株式1,940,000株を発行しております。
- ③2022年8月26日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の全てについて、2022年8月29日付で消却しております。
- ④2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の数

普通株式 72,000株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	174,710千円
敷金及び保証金	13,540 "
税務上の繰越欠損金	606,443 "
その他	8,739 "
繰延税金資産小計	803,433 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	606,443 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	196,990 "
評価性引当額小計	803,433 "
繰延税金資産合計	— "
繰延税金資産純額	— "

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は普通預金で保有し、資金調達については銀行借入や増資による方針です。なお、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、敷金及び保証金は本社オフィス及びイベントスペースの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、それぞれ1年以内の支払期日です。長期借入金は、運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利による資金調達を行っており、これらは金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況により借入期間内における当該リスクは僅少であると認識しております。返済日は決算日後、最長で3年後です。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程に従い、営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に主要な顧客にかかる情報収集を行って、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に把握・資金繰り計画を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	88,011	88,070	58
資産計	88,011	88,070	58
長期借入金	160,000	160,233	233
負債計	160,000	160,233	233

(※) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,188,649	—	—	—
売掛金	136,142	—	—	—
未収入金	818,555	—	—	—
敷金及び保証金	38,085	49,926	—	—
合計	3,181,431	49,926	—	—

### (注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	80,000	80,000	—	—	—
合計	—	80,000	80,000	—	—	—

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品  
該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	88,070	—	88,070
資産計	—	88,070	—	88,070
長期借入金	—	160,233	—	160,233
負債計	—	160,233	—	160,233

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、主要なサービスの種類及び取引形態により収益を分解した情報は以下の通りです。なお、継続取引とは主にサブスクリプション型の取引で、一定の期間にわたり移転される財又はサービスです。単発取引はそれ以外の取引であり、一時点で移転される財又はサービスです。

(単位：千円)

	note	note pro	法人向け サービス	その他 (注)	合計
継続取引	454,461	312,995	—	68,258	835,715
単発取引	1,375,005	—	105,317	1,050	1,481,373
顧客との契約から 生じる収益（合計）	1,829,467	312,995	105,317	69,308	2,317,088
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,829,467	312,995	105,317	69,308	2,317,088

(注) 主なものは、当社が運営するメディアのサービス収入などです。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との取引から生じた債権	130,544	136,142
契約負債	56,430	73,562

(注) 契約負債は、主にnote proサービスを利用する顧客からの前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は56,430千円です。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はなく、第80-22条第1項に該当するため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	124円35銭
(2) 1株当たりの当期純損失	53円11銭

当社は2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純損失を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 一般募集による新株式の発行

当社は、2022年12月21日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年11月17日及び2022年12月5日開催の取締役会において、次の通り新株式の発行を決議し、2022年12月20日に払込が完了しました。

この結果、資本金は132,844千円、発行済株式総数は14,827,900株となっております。

① 募集方法	: 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
② 発行する株式の種類及び数	: 普通株式 210,000株
③ 発行価格	: 1株につき 340円 (注) 1
④ 引受価額	: 1株につき 312.8円 (注) 2
⑤ 資本組入額	: 1株につき 156.4円
⑥ 発行価格の総額	: 71,400千円
⑦ 引受価額の総額	: 65,688千円
⑧ 資本組入額の総額	: 32,844千円
⑨ 払込期日	: 2022年12月20日
⑩ 資金の用途	: 広告宣伝費、長期借入金の返済に充当する 予定です。

- (注) 1. 一般募集はこの価格にて実施いたしました。  
2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額です。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

## (2) 第三者割当による新株の発行

当社は、2022年12月21日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年11月17日及び2022年12月5日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次の通り決議し、2023年1月23日に払込が完了しました。

この結果、資本金は162,841千円、発行済株式総数は15,019,700株となっております。

① 募集方法	: 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)
② 発行する株式の種類及び数	: 普通株式 191,800株
③ 割当価格	: 1株につき 312.8円
④ 資本組入額	: 1株につき 156.4円
⑤ 割当価格の総額	: 59,995千円
⑥ 資本組入額の総額	: 29,997千円
⑦ 払込期日	: 2023年1月23日
⑧ 割当先	: 大和証券株式会社
⑨ 資金の用途	: (1) 一般募集による新株式の発行 ⑩資金の用途と同一です。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

note株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、note株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月27日

note株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員 田邊美智子 印

社外監査等委員 渡辺 洋之 印

社外監査等委員 水野 祐 印

(注) 常勤監査等委員田邊美智子、監査等委員渡辺洋之及び水野祐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

note株式会社

代表取締役 CEO 加藤貞頭

### 2. 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社は、当社の経営効率向上及び新たな働き方改革への対応のため、本店を移転することといたしました。

これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を変更するものです。

なお、本変更は、2024年に開催予定の第12期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものです。

当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

定款の変更内容は次の通りです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。  (新 設)	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。  <u>附 則</u> <u>第1条(本則第3条の変更に係る効力発生日)</u> <u>本則第3条の変更は、2024年に開催予定の第12期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。監査等委員でない取締役候補者は、次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
かとうさだあき 加藤貞顕 (1973年6月11日生)	2000年4月 ㈱アスキー 入社 2005年9月 ㈱ダイヤモンド 入社 2011年12月 当社設立 代表取締役 CEO 就任 (現任)	5,690,000株
かしまゆきひろ 鹿島幸裕 (1983年4月25日生)	2006年4月 外務省 入省 2010年6月 スタンフォード大学 ビジネススクール 卒業 2010年9月 プーズ・アンド・カンパニー(株)入社 2013年10月 ㈱カカコム 入社 2017年8月 ㈱ヘッドライト 入社 2018年9月 当社 入社 2018年12月 当社 CFO 就任 2019年12月 当社 CFO コーポレートグループ長 就任 2020年2月 当社 取締役 CFO コーポレートグループ長 就任 (現任)	—
こんゆういち 今雄一 (1985年4月26日生)	2011年4月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2013年9月 当社 入社 2016年1月 当社 CTO 就任 2019年12月 当社 CTOプロダクトグループ長 就任 2020年2月 当社 取締役CTOプロダクトグループ長 就任 2022年6月 当社 取締役CTO 基盤開発グループ長 就任 (現任)	—

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役渡辺洋之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
たけかわみなこ 竹川美奈子 (1967年10月4日生)	1991年10月 ㈱日経事業出版社(現 ㈱日経BP) 入社 2010年12月 LIFE MAP合同会社 代表 就任(現任) 2016年7月 金融庁 金融審議会 「市場ワーキング・グループ」委員 2017年2月 金融庁 金融審議会 「長期・積立・分散投資に資する投資信託 に関するワーキング・グループ」委員 2022年9月 金融庁 金融審議会 「顧客本位タスクフォース」委員(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 竹川美奈子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、以下の通りです。  
 投資や経済に関する専門的な知識に加え、金融庁の各種審議会の委員を歴任されたことによる経済・社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行に対する適切な監督並びに高度な専門性に基づいた助言・提言等が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。  
 3. 竹川美奈子氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。  
 4. 竹川美奈子氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2020年2月29日開催の第8期定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議をいただき現在に至っておりますが、その後のコーポレートガバナンス体制の一層の強化、質の確保等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額2,000万円以内と改めさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、対象となる監査等委員である取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名(うち社外取締役3名)となります。

第5号議案 第1回新株予約権の行使の条件の変更の件

当社は、2013年9月30日開催の臨時株主総会において、当社の使用人に対するストック・オプションとして第1回新株予約権を発行することをご承認いただいております。

第1回新株予約権は、当社業績の一層の向上とそれによる企業価値増大を図ること、及び使用人の会社成長に対する意識向上を目的として発行されました。本議案は第1回新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）による、当社業績のより一層の向上とそれによる企業価値増大及び使用人の会社成長に対する意識向上をさらに高めるべく、本新株予約権者に割り当てられた全ての新株予約権の行使を可能とするために、同臨時株主総会において承認され、当社及び各本新株予約権者間で締結した「株式会社ピースオブケイク新株予約権割当契約書」第3条に定める第1回新株予約権の行使の条件を変更することのご承認をお願いするものです。

第1回新株予約権の行使の条件の変更内容は次の通りです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
<p>第3条（権利行使の金額等の条件および制限） 乙は、新株予約権の行使に関し、本契約の他の条項に定める事項に加え、次の各号の制約を受けるものとする。</p> <p>1. 権利行使にかかる払込金額の一暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>2. <u>甲の上場後においては、上場日から起算した1年ごとに乙が行使し得る新株予約権の数は、割当てられた新株予約権の3分の1（1個未満の端数は、切り上げる）を上限とすること。</u></p> <p>3. 権利行使により取得した株式が証券会社の乙本人名義の口座に振替または交付されること。</p>	<p>第3条（権利行使の金額等の条件および制限） 乙は、新株予約権の行使に関し、本契約の他の条項に定める事項に加え、次の各号の制約を受けるものとする。</p> <p>1. 権利行使にかかる払込金額の一暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。 (削除)</p> <p>2. 権利行使により取得した株式が証券会社の乙本人名義の口座に振替または交付されること。</p>

以上